

報道関係者 各位

令和4年10月17日

【照会先】

徳島労働局労働基準部監督課

監督課長 五十嵐 勇樹

主任監察監督官 高島 真由美

(電話) 088-652-9163

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します

働き方改革推進企業への労働局長の訪問や

過重労働相談受付集中期間・特別労働相談などを実施します

徳島労働局（局長 伊藤浩之）では、過労死等を防止し、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることができる社会の実現を目指し、過重労働などの解消に向けた取組を推進する「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

このキャンペーンは過労死等防止対策推進法に基づく「過労死等防止啓発月間」の一環として実施するもので、以下の取組等を行います。

ベスト
プラクティス企業

労働局長によるベストプラクティス企業への訪問

【報道関係者に公開します。】

重点監督

長時間にわたる過重労働や賃金不払残業などの解消及び過重労働による健康障害の防止を図るための監督指導

電話相談

過重労働相談受付集中期間：11/1～11/5（11/3 除く）
過重労働解消相談ダイヤル：11/5（土）（全国一斉）

セミナー等

「過労死等防止対策推進シンポジウム」（11/17）及び「過重労働解消のためのセミナー」の開催

添付資料

資料 令和4年度過重労働解消キャンペーンの概要

リーフレット1 「過重労働解消キャンペーン」

リーフレット2 「過労死等防止対策推進シンポジウム」

リーフレット3 「過重労働解消のためのセミナー」

令和4年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

令和4年11月1日（火）から11月30日（水）まで

2 具体的な取組

(1) 労使の主体的な取組を促します

過重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、徳島労働局長名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

また、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知啓発を、併せて要請します。

(2) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

徳島労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例についてホームページなどを通じて地域に紹介します。

(訪問企業、実施日時等詳細が決まり次第、別途公表します。)

(3) 長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対する重点監督を実施します

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

ア 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等

イ 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

(4) 過重労働相談受付集中期間に、「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します

11月1日（火）から11月5日（土）（11月3日（木）を除く。）までを**過重労働相談受付集中週間**とし、徳島労働局、各労働基準監督署等の相談窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。

また、11月5日（土）に、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

●過重労働解消相談ダイヤル

[電話番号] 0120 (794) 713 (フリーダイヤル なくしましょう 長い残業)

[実施日] 令和4年11月5日（土）9:00~17:00

※労働基準監督官が相談に対応します。

過重労働相談受付集中期間を含め、下記の窓口にて労働相談等に対応する体制を設けています。

過重労働等に関する悩みや疑問がありましたらご連絡ください。

●相談窓口

ア 徳島労働局、各労働基準監督署（開庁時間 平日 8：30～17：15）

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日祝日に無料で相談を受け付けています。

[電話番号] 0120-^{はい！}811-^{ろうどう}610

[受付時間] 月～金 17：00～22：00

土日・祝日 9：00～21：00

[URL] <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

●労働基準関係情報メール窓口

労働基準法などの違反が疑われる事業場の情報をメールで受け付けています。

[URL]https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

(5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く県民の皆様に周知を図ります。

(6) 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等を防止することの重要性について国民の関心と理解を深めるため、過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

[実施日] 令和4年11月17日（木）13:00～15:30

[場所] 徳島大学 地域連携プラザ2階 けやきホール

（詳細は令和4年9月29日の発表文「「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。」及び添付2のリーフレットをご覧ください。）

(7) 「過重労働解消のためのセミナー」を開催します。【委託事業】

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月～12月を中心に、オンライン又は会場開催により、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

（無料でどなたでも参加できます。）

[専用ホームページ] <https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>

（詳細は、添付3のリーフレットをご覧ください。）